



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 45 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県立身体障害者授産センター規則の一部を改正する規則 (障害者福祉課)

公布された条例等のあらまし

島根県立身体障害者授産センター規則の一部を改正する規則 (規則第30号)

- 1 規則の概要
定員を変更することとした。(第 3 条関係)
- 2 施行期日
平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県立身体障害者授産センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第30号

島根県立身体障害者授産センター規則の一部を改正する規則

島根県立身体障害者授産センター規則 (平成15年島根県規則第49号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「90人」を「80人」に改め、同条第 2 号中「25人」を「35人」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

